

# 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人子どものえがおネットと称する。

(目的)

第2条 当法人は、市民相互扶助の精神に基づいた非営利の健康的な食事支援を展開すると共に、全国と同じ目的を持つ団体と交流、支援事業を推進することで、子どもと親の健やかな育ちと地域福祉社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食事支援等地域福祉に関する社会参加活動組織の援助及び指導者養成に関する事業
- (2) 食事支援等地域福祉に関する調査、研究及び情報提供と連携に関する事業
- (3) 多世代交流と地域の相互扶助機能の活性化に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を和歌山県紀の川市桃山町調月 1922 番地 2 に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員となるには、理事会において別に定めるところにより入社申し込みを行うものとする。

3 入社は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(社員の資格喪失)

第 8 条 前条の場合のほか、社員は次に掲げる事由に該当する場合にはその資格を喪失する。

(1)総社員の同意

(2)成年被後見人または被保佐人になったとき

(3)死亡または社員である団体の解散

(4)除名

(除名)

第 9 条 社員の除名については、当法人の社員が法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した社員この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第 3 章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第 11 条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第 12 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より 2 週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第 13 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条 第 2 項に規定する事項または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第 15 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 16 条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名または記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第 15 条の場合も、前項の議事録を作成する。

## 第 4 章 役 員

(役員の数)

第 18 条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 9 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 当法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 19 条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事または監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産

上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

### (構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長の選定及び解職

### (開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき
- (2)理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

### (招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名または記名押印し、10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 6 章 基金

(基金の募集)

第 32 条 当法人は社員または第三者に対し、一般社団法第 131 条 に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第 33 条 基金の募集割当て払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 34 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 35 条 基金拠出者に対する返還は基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条 に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供する。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

## 第 9 章 補 則

(委任)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

## 第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 43 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 44 条 設立時の役員は次のとおりである。

設立時理事 宮島廣美 平岡正好 能木正之 篠原登子 松本規江 古田宜史

設立時監事 三輪由喜夫

(設立時社員の氏名及び住所)

第 45 条 社員の氏名及び住所は次のとおりである。

和歌山県紀の川市桃山町調月 897 番地 1

宮島廣美

和歌山県海草郡紀美野町大角 533 番地 2	平岡正好
和歌山県紀の川市桃山町調月 897 番地 1	能木正之
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野 527 番地	篠原登子

以上一般社団法人日本食養協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印をする。なお、この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成 29 年 4 月 12 日

社員	宮島廣美
社員	平岡正好
社員	能木正之
社員	篠原登子

令和 5 年 10 月 24 日第 2 条、第 3 条変更

令和 6 年 5 月 20 日第 2 条、第 3 条変更

令和 7 年 3 月 3 日第 1 条変更